

(2) 別表(1～4)

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1)

(地震)

南海トラフ沿いの3つの領域(東海・東南海・南海)では、これまでも約90年から150年周期で繰り返し地震が発生している。

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年以内に70%以上の確率で発生するといわれている。

北山村における被害については、震度6の強い揺れが、村内全域において発生すると予想されており、海がないため津波の心配はないが、土砂災害が起こる可能性が高い。北山村は商工業エリアが分散しており、全地区同等の被害が予想されるが、その中でも、下尾井、大沼地区において、地区ごとに比較すると、比較的事業所が密集しているため、経済的被害が多くなる恐れあり。

(水害・土砂災害)

日本有数の多雨地域に位置する本村は、急峻な地形が形成されており、南端に北山川が流れている。また、上流側に池原ダムと七色ダム、下流側には小森ダムがあるという上下流をダムに挟まれた特殊な地形となっている。山に囲まれた狭隘な場所に集落が点在しているため、集中豪雨や地震等による土砂災害のリスクがある。

(その他)

村内の北山川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成23年に発生した台風第12号による紀伊半島大水害は記憶に新しく、集中豪雨は総雨量1500mmを超え、山腹崩壊や河川の増水による家屋浸水や田畑流出など甚大な被害を受けた。また、この台風による災害は、電気・電話をはじめとする通信の障害や土砂災害による交通の混乱、物流機能の停滞による燃料や生活必需品の不足など、住民生活にも大きな影響を及ぼした。

こうした経験を踏まえ、今後も水害が予想されることから、物流を含むライフラインの制限や孤立が生じたときに備えて、村内の事業者間での物資、原材料の融通、台風が予想される場合の原料などの備蓄、三重県側や奈良県側からの物資調達について検討が必要になってくる。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 31 人
- ・ 小規模事業者数 30 人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	9	9	村内に広く分散している
	製造業	2	2	北山川沿いに多い
	卸売業 小売業	7	6	広く分散している
	飲食業・宿泊業	4	4	広く分散している
	サービス業	5	5	広く分散している
	その他	4	4	広く分散している

(3) これまでの取組

①当村の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	H27年3月	
防災訓練の実施	R05年8月	
防災備品の備蓄		備蓄食料 ・ 水（2日分） ・ アルファ化米等（3日分） ・ ひだまりパン ・ 毛布 ・ 水20×1272本 ・ 簡易トイレ ・ トイレ用テント
防災講演会	H30年12月	約100人が参加
項目	年月	備考
事業者BCPに関する国の施策の周知		
事業者BCP策定セミナーの開催		
損保会社と連携した損害保険への加入促進		
防災備品の備蓄		スコップ、懐中電灯、非常食等
村が実施する防災訓練への参加及び協力	R6年9月	北山村村内放送防災訓練

当村
の取組

2 課題

- ・北山商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・緊急時の取組が漠然としており、発災時に何をするのか不明
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不在。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・水道、ガス、ガソリン、灯油等のライフラインに係る業種の事業継続力強化計画の作成を優先的に行う
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する

○成果目標

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	合 計
事業継続力強化計画策定事業者数	1	1	1	1	1	5
啓発者数（計画策定、災害リスク）	31	31	31	31	31	155
フォローアップ事業者数	1	2	3	4	5	15
事業者数（経済センサス）	31					-

○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー開催	3年に1回
小規模事業者の事業継続力の獲得と向上	地区内小規模事業者の事業継続力の獲得と向上に向け、訓練や事業継続力強化計画の作成や見直しを支援	職員派遣、専門家派遣のあっせん	年1事業者
情報連絡体制の整備	当会と当村との間に発災時における連絡	当会と当村の担当者会議を開催するなど、	年1回

	を円滑に行える体制を整備	発災時の連絡方法や連絡時期を確認	
連携体制の推進	当会と当村との間で、発災後速やかな復興支援が行えるよう、復興支援に向けた情報共有や連携した支援体制を整備	当会と当村の担当者会議を開催し、発災後の情報共有方法や復興支援関係者会議の開催時期、復興支援内容等を確認	年1回

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和11年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（１）事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を強化する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や北山村広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和2年9月作成済み

③関係団体等との連携

- ・特定非営利活動法人事業継続推進機構や和歌山県が包括連携協定を結ぶ損保会社、和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを広域地域エリアの商工会と共同して実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。
- ・連携している損保会社や火災共済等と共同して巡回指導を行い、保険・共済に対する助言を行うことができる商工会職員をOJTで育成する。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・北山村防災担当部局・商工担当部局と北山村商工会とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・年1回の情報連絡体制・連携体制担当者会議に合わせて、訓練を実施する。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

② 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(台風・豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や暴風等の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

大規模な被害がある	・地区内10件程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内5件程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内2件程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内2件程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

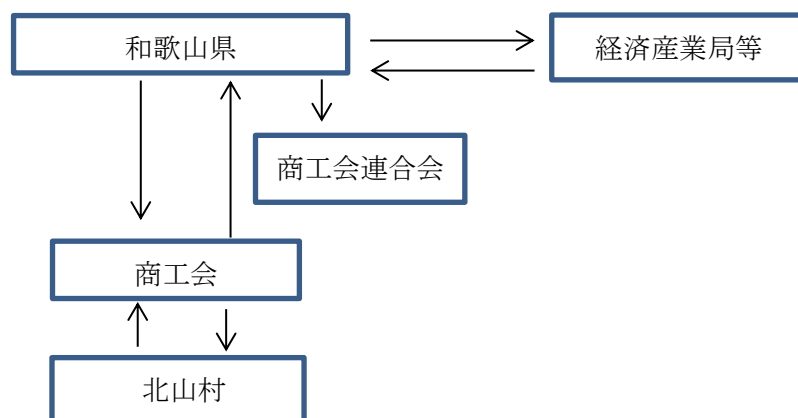
- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する

2週間～1ヶ月	週に1回共有する
1ヶ月以降	月に2回共有する

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当村が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や市町村地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。



③ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

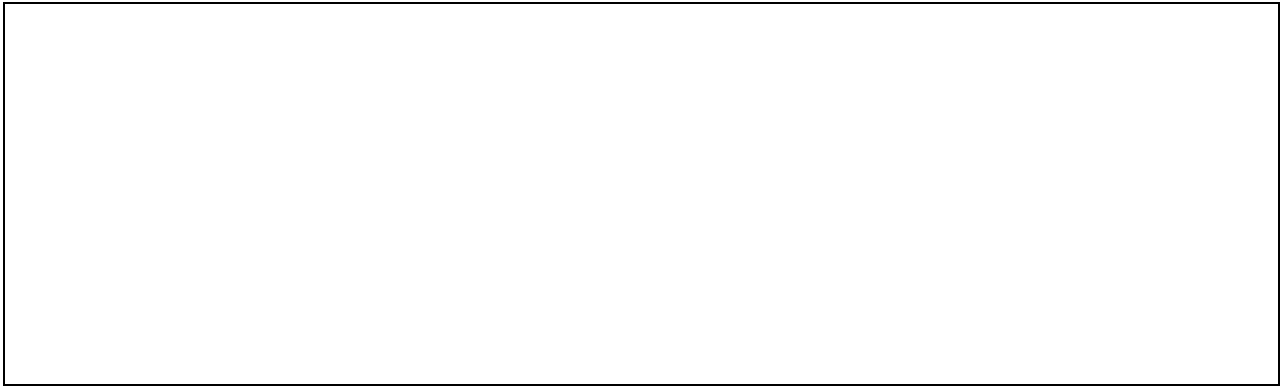
- ・相談窓口の開設方法について、村と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

④ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・村の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談する。

⑤ その他

- ・本計画は、商工会及び北山村のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。



(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年1月現在)	
1 実施体制 （商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<pre>graph LR; A[商工会 事務局長、法定経営指導員、経営指導員、] <--> B[北山村 防災担当課、商工担当課];</pre>	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 久保 直也（連絡先は下記3（1）参照）	
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
(1) 商工会／商工会議所 北山村商工会 〒647-1604 和歌山県東牟婁郡北山村下尾井340 TEL：0735-49-2119 / FAX：0735-49-2337 E-mail： n.kb@w-shokokai.or.jp 和歌山県商工会連合会 〒640-8152 和歌山県和歌山市十番丁19番地（WAJIMA 十番丁4階） TEL：073-432-4661 / FAX 073-432-3561 E-mail： matutetu@w-shokokai.or.jp	
(2) 関係市町村 北山村役場 〒647-1603 和歌山県東牟婁郡北山村大沼42番地 TEL：0735-49-2331 / FAX：0735-49-2207 E-mail： k-hatajiri@vill.kitayama.lg.jp	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年 度	令和 1 1 年 度
必要な資金の額	80	180	70	60	50
・ 専門家派遣, 講演会		100	50	50	50
・ パンフ、チラシ作製費	80	70	70	60	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法	
会費収入、北山村補助金、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入	

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。